

## 第71回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

新型コロナウイルスとの闘いが続く中で、望まない孤独や社会的孤立など私たちが直面する困難を克服していくためには、互いに支え合う人と人との絆や、他の人の苦しみにも我が事として救いの手をさしのべるコミュニティの存在が大切であると強く感じるどころです。

安全で安心な国づくりにおいても、他者への思いやりを基本とし、立ち直ろうとする人を地域の輪に迎え入れて再出発を支え、誰もがやり直して輝ける、誰一人取り残さない社会を構築することが重要です。そのためには、地域の皆様お一人おひとりの一層の御理解と御協力をいただきながら、デジタルツールの活用などにより新たな繋がりを生み出すなどして、犯罪や非行の防止と更生保護の取組を更に充実させていく必要があります。

国民の皆様には、本運動の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない明るい地域社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根<sup>しあわせ</sup>」のもと、様々な分野から、若い世代を含め多くの方々が本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いいたします。

内閣総理大臣

菅 義偉

# “社会を明るくする運動”にご協力を

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～  
－第71回運動の推進に当たって－

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と、過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

例年、県内でも、街頭啓発活動や住民大会、防犯パトロールなど、地域に根差したさまざまな活動が展開されています。昨年は残念ながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各地区で予定されていた街頭での広報活動は中止となりましたが、一方で、SNSを活用した広報活動など、工夫を凝らした取り組みが実施されました。

この運動に携わっておられる保護司や協力雇用主など、皆さまの熱意とご努力に心から敬意を表するとともに、厚くお礼申し上げます。

県では、これまで、「地域生活定着支援センター」において、刑務所などを退所する高齢者や障がいのある人が、退所後すぐに必要な福祉サービスを利用できるよう支援を行ってきました。また、非行などの問題を抱える少年たちの就労支援や居場所の確保などにも取り組んできたところです。

さらに、令和元年には「立ち直りサポートセンター」を開設し、円滑な社会復帰のために福祉的支援を必要とする起訴猶予者などに対し、就労や住居の確保などの支援を行っています。これらに加え、昨年5月には、「性暴力加害者相談窓口」を新たに開設し、再犯防止専門プログラムの実施や専門医療機関の紹介などにより、性暴力加害者の再犯防止と社会復帰の両面で支援しているところです。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちが孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域の中で「働き」「暮らし」「育てる」ことができる社会を構築するためには、県民の皆さまに、“社会を明るくする運動”に対する理解を深めていただくとともに、地域に根差した諸活動をさらに充実させることが重要です。

今後とも、国、市町村、民間の団体やその他の関係者の皆さまと連携協力して、“社会を明るくする運動”の一層の推進を図り、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちに対する、息の長い支援を行ってまいります。皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年 6月 28日

第71回“社会を明るくする運動”福岡県推進委員会委員長  
福岡県知事 服部 誠太郎